

令和7年9月1日

第103回安来市議会定例会

(令和6年・令和7年)

9月定例会議案

第103回安来市議会定例会・9月定例会議案目次

議第84号	安来市公告式条例等の一部を改正する条例制定について	
議第85号	安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び安来市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
議第86号	安来市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
議第87号	安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について	
議第88号	安来市公営住宅条例等の一部を改正する条例制定について	
議第89号	安来市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	
議第90号	市道路線の変更について	
議第91号	指定管理者の指定について	
議第92号	財産の無償譲渡及び無償貸付について	
議第93号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について	
議第94号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について	
議第95号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について	
議第96号	令和7年度安来市一般会計補正予算（第2号）	（別冊）
議第97号	令和7年度安来市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	（別冊）
議第98号	令和7年度安来市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	（別冊）
議第99号	令和7年度安来市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	（別冊）
議第100号	令和7年度安来市水道事業会計補正予算（第1号）	（別冊）
議第101号	令和7年度安来市下水道事業会計補正予算（第1号）	（別冊）
認第1号	令和6年度安来市一般会計決算の認定について	（別冊）
認第2号	令和6年度安来市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	（別冊）
認第3号	令和6年度安来市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	（別冊）

認第4号	令和6年度安来市介護保険事業特別会計決算の認定について	(別冊)
認第5号	令和6年度安来市電気事業特別会計決算の認定について	(別冊)
認第6号	令和6年度母里財産区特別会計決算の認定について	(別冊)
認第7号	令和6年度井尻財産区特別会計決算の認定について	(別冊)
認第8号	令和6年度赤屋財産区特別会計決算の認定について	(別冊)
認第9号	令和6年度安来市水道事業会計決算の認定について	(別冊)
認第10号	令和6年度安来市下水道事業会計決算の認定について	(別冊)
認第11号	令和6年度安来市病院事業会計決算の認定について	(別冊)
報第11号	令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	(別冊)
報第12号	安来市土地開発公社の経営状況説明書について	(別冊)
報第13号	公益財団法人加納美術振興財団の経営状況説明書について	(別冊)
報第14号	一般財団法人夢ランドしらさぎ振興事業団の経営状況説明書について	(別冊)
報第15号	有限会社やすぎ千軒の経営状況説明書について	(別冊)
報第16号	議会の委任による専決処分の報告について	
報第17号	議会の委任による専決処分の報告について	
報第18号	議会の委任による専決処分の報告について	
報第19号	議会の委任による専決処分の報告について	

議第 8 4 号

安来市公告式条例等の一部を改正する条例制定について

安来市公告式条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市公告式条例等の一部を改正する条例

(安来市公告式条例の一部改正)

第1条 安来市公告式条例（平成16年安来市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「安来市役所の」を「電磁的記録により市のウェブサイト設置した」に改める。

(安来市行政手続条例の一部改正)

第2条 安来市行政手続条例（平成16年安来市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「旨を」の次に「原則として、電磁的記録により」を加え、「事務所の」を「ウェブサイト設置した」に改める。

(安来市財政状況の作成及び公表に関する条例の一部改正)

第3条 安来市財政状況の作成及び公表に関する条例（平成16年安来市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「市役所及び各支所の」を「電磁的記録により市のウェブサイト設置した」に改める。

(安来市広瀬町名誉町民顕彰館設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 安来市広瀬町名誉町民顕彰館設置及び管理に関する条例（平成16年安来市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項後段を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 8 5 号

安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び安来市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び安来市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び安来市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年安来市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第16条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第16条の2及び第16条の3を削る。

第17条中「この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める」を「第12条から前条までに規定するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に関し必要な事項は、規則で定める」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、安来市職員の育児休業等に関する条例（平成16年安来市条例第40号。以下「育児休業条例」という。）第26条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 育児休業条例第26条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項について「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護の両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護の両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(安来市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 安来市職員の育児休業等に関する条例（平成16年安来市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第22条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)」を削り、「を除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第23条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」

の承認は、安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第23条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合にあって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2）第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合にあって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第23条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第23条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1）非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2）非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第23条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2

項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任免権者が認める事情とする。

第24条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第25条中「第5条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の安来市職員の育児休業等に関する条例第23条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議第 8 6 号

安来市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
制定について

安来市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、
別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

安来市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年安来市条例
第47号）の一部を次のように改正する。

別表議長の項中「413,000円」を「432,000円」に改め、同表副議
長の項中「370,000円」を「387,000円」に改め、同表議員の項中
「343,000円」を「358,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

議第 8 7 号

安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について

安来市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市手数料条例の一部を改正する条例

安来市手数料条例（平成16年安来市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の2の項中「基づく検査」の次に「（この項において単に「中間検査」という。）」を加え、「床面積」を「中間検査を行う部分の床面積」に改め、同表中

「

3 法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査を受けようとする者(次項に掲げる場合以外の場合)	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 14,000円
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 21,000円
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 32,000円
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 41,000円
オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 44,000円
カ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 55,000円

キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき 64,000円
3の2 法第7条の3第1項の規定に基づく 中間検査又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けた建築物の完了検査を受けようとする者	
ア 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 30,000円
イ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 40,000円
ウ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 43,000円
エ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 53,000円
オ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき 61,000円

」を

「

3 法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査を受けようとする者	
ア イに掲げる場合以外の場合	
(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 14,000円
(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき 21,000円

ルを超え、100平方メートル以内のもの		
(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	32,000円
(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	41,000円
(オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	44,000円
(カ) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	55,000円
(キ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき	64,000円
イ 完了検査を受けようとする建築物が法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けた建築物である場合		
(ア) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	30,000円
(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	40,000円
(ウ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以	申請又は通知1件につき	43,000円

内のもの	
(エ) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 53,000円
(オ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき 61,000円

」

に改め、同表10の項区分の欄中「増築、改築若しくは移転」を「増築等」に改め、同項手数料の額の欄中「当該」を削り、「一敷地内認定建築物の増築、改築若しくは移転」を「増築等」に改め、同表備考第1項ウ中「建築物を移転」の次に「し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替を」を、「当該移転」の次に「又は修繕若しくは模様替」を加え、同項エ中「建築物を移転」の次に「し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替を」を加え、同表備考第2項中「建築物を移転」の次に「し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替を」を、「当該移転」の次に「又は修繕若しくは模様替」を加える。

別表第2の3の2の項中「対する完了検査を受けようとする者」を「対する完了検査（以下この項において単に「完了検査」という。）を受けようとする者（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（特定建築行為（建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。）に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の建設住宅性能評価に限る。）を受けた住宅について完了検査を受けようとする者を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 8 8 号

安来市公営住宅条例等の一部を改正する条例制定について

安来市公営住宅条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市公営住宅条例等の一部を改正する条例

(安来市公営住宅条例の一部改正)

第1条 安来市公営住宅条例（平成16年安来市条例第201号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1 安来地域の公営住宅の表に次のように加える。

大塚団地	安来市大塚町 351 番地 1	令和7年度	木造平屋建	4 戸	A3号棟2DK
					A4号棟3DK
			木造2階建	2 戸	A6号棟3DK

(安来市小集落改良住宅設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 安来市小集落改良住宅設置及び管理に関する条例（平成16年安来市条例第203号）の一部を次のように改正する。

別表第1 大塚地区の部昭和45年の項を削り、同部昭和46年の項中「昭和46年」を「昭和46年度」に改める。

別表第2 大塚地区の部昭和45年度の項を削る。

(安来市営住宅等駐車場条例の一部改正)

第3条 安来市営住宅等駐車場条例（平成19年安来市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の表内代団地駐車場の部の次に次のように加える。

大塚団地駐車場	安来市大塚町 351 番地 1
---------	-----------------

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

議第 8 9 号

安来市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

安来市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（第3条及び第4条において「最低基準」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項に規定する乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者に対する援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、最低基準を常に向上させるよう努めるとともに、安来市子ども・

子育て推進会議条例（平成25年安来市条例第30号）第1条に規定する安来市子ども・子育て推進会議の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

3 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由としてその設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業者が行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気その他の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（非常災害の対策）

第6条 乳児等通園支援事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練（次項の訓練を除く。）をするよう努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1列後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に規定する所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（職員の一般的要件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等と併せて設置されるときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を当該社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねさせることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し、搬入する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備え

なければならない。

(運営規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
 - (2) 提供する乳児等通園支援の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
 - (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害の対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
- (帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければな

らない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 この章において「一般型乳児等通園支援事業」とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるもの以外のものをいう。

3 この章において「余裕活用型乳児等通園支援事業」とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上とすること。

(3) ほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。

(4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル

以上とすること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものとする。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段

4 階 以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。 2 建築基準法第 2 条第 7 号の耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料にしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら一般型乳児等通園支援事業に従事する者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら一般型乳児等通園支援事業に従事する者の数を1人とすることができる。

(1) 一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）を一体的に運営している場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者が保育士であるとき。

(2) 一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳児又は幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等について当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第18号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 島根県認定こども園の認定要件に関する条例（平成24年島根県条例第19号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年島根県条例第46号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 安来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安来市条例第38号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第 27 条 乳児等通園支援事業者は、記録、作成その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第 28 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

議第 9 0 号

市道路線の変更について

次の市道路線を変更したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

区分	路線番号	路 線 名		
変更前	A1023	上荒島線	起点	安来市荒島町字中島 1156 番 1 地先
			終点	安来市荒島町字中島 928 番 5 地先
			延長	1059.6 メートル
			幅員	3.85 メートル
変更後	A1023	上荒島 22 号線	起点	安来市荒島町字中島 1156 番 1 地先
			終点	安来市荒島町字中島 928 番 5 地先
			延長	1059.6 メートル
			幅員	3.85 メートル
変更前	A2079	宮中川 4 号線	起点	安来市上坂田町字下前田 358 番 1 地先
			終点	安来市上坂田町字下前田 371 番 6 地先
			延長	67.4 メートル
			幅員	1.96 メートル
変更後	A2079	宮中川 4 号線	起点	安来市上坂田町字下前田 358 番 1 地先
			終点	安来市上坂田町字下前田 370 番 2 地先
			延長	64.9 メートル
			幅員	1.93 メートル
変更前	A2087	上坂田 2 号線	起点	安来市上坂田町字下前田 408 番 1 地先
			終点	安来市上坂田町字下前田 384 番 1 地先
			延長	315.5 メートル
			幅員	2.59 メートル
変更後	A2087	上坂田 2 号線	起点	安来市上坂田町字下前田 408 番 1 地先
			終点	安来市上坂田町字下前田 383 番 1 地先
			延長	313.2 メートル
			幅員	2.59 メートル

記

区分	路線番号	路 線 名		
変更前	A2088	上坂田 3 号線	起点	安来市上坂田町字下前田 413 番 2 地先
			終点	安来市上坂田町字下前田 438 番 1 地先
			延長	282. 8 メートル
			幅員	2. 27 メートル
変更後	A2088	上坂田 3 号線	起点	安来市上坂田町字下前田 413 番 2 地先
			終点	安来市上坂田町字下前田 385 番 1 地先
			延長	280. 4 メートル
			幅員	2. 27 メートル
変更前	A2089	上坂田 4 号線	起点	安来市上坂田町字上前田 462 番 1 地先
			終点	安来市上坂田町字上前田 445 番地先
			延長	248. 2 メートル
			幅員	2. 47 メートル
変更後	A2089	上坂田 4 号線	起点	安来市上坂田町字上前田 462 番 1 地先
			終点	安来市上坂田町字上前田 441 番 1 地先
			延長	246. 0 メートル
			幅員	2. 47 メートル
変更前	A2090	上坂田 5 号線	起点	安来市上坂田町字上前田 464 番 1 地先
			終点	安来市上坂田町字上前田 479 番 1 地先
			延長	210. 4 メートル
			幅員	2. 24 メートル
変更後	A2090	上坂田 5 号線	起点	安来市上坂田町字上前田 464 番 1 地先
			終点	安来市上坂田町字上前田 443 番 1 地先
			延長	208. 2 メートル
			幅員	2. 24 メートル

記

区分	路線番号	路 線 名		
変更前	A3002	吉田川西堤防線	起点	安来市飯島町字藤木 308 番 1 地先
			終点	来市飯島町字藤木 583 番 3 地先
			延長	592.4 メートル
			幅員	2.81 メートル
変更後	A3002	吉田川西堤防下線	起点	安来市飯島町字藤木 308 番 1 地先
			終点	安来市飯島町字藤木 583 番 3 地先
			延長	592.4 メートル
			幅員	2.81 メートル
変更前	B1033	中の丁 11 号線	起点	安来市広瀬町広瀬 815 番 1 地先
			終点	安来市広瀬町広瀬 764 番地先
			延長	161.3 メートル
			幅員	3.10 メートル
変更後	B1033	中の丁 13 号線	起点	安来市広瀬町広瀬 815 番 1 地先
			終点	安来市広瀬町広瀬 764 番地先
			延長	161.3 メートル
			幅員	3.10 メートル
変更前	C139	福富庄田線	起点	安来市伯太町須山福富 369 番 2 地先
			終点	安来市伯太町須山福富 119 番 1 地先
			延長	239.4 メートル
			幅員	2.69 メートル
変更後	C139	福富庄田線	起点	安来市伯太町須山福富 369 番 2 地先
			終点	安来市伯太町須山福富 89 番地先
			延長	227.3 メートル
			幅員	2.71 メートル

記

区分	路線番号	路 線 名		
変更前	C172	与市丸山線	起点	安来市伯太町横屋 282 番 1 地先
			終点	安来市伯太町横屋 458 番地先
			延長	197.5 メートル
			幅員	1.40 メートル
変更後	C172	与市丸山線	起点	安来市伯太町横屋 282 番 1 地先
			終点	安来市伯太町横屋 281 番 2 地先
			延長	52.9 メートル
			幅員	2.30 メートル
変更前	C206	矢原永江線	起点	安来市伯太町上小竹 519 番 2 地先
			終点	安来市伯太町上小竹 583 番 1 地先
			延長	370.8 メートル
			幅員	3.26 メートル
変更後	C206	永江 1 号線	起点	安来市伯太町上小竹 519 番 2 地先
			終点	安来市伯太町上小竹 583 番 1 地先
			延長	370.8 メートル
			幅員	3.26 メートル

議第 9 1 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

- 1 指 定 施 設 安来市総合文化ホール
- 2 指定管理者 鳥取県米子市夜見町 1 8 9 5 番地 3
A J 共同事業体
代表者 有限会社アクティブ・プロ
代表取締役 小林 壮平
- 3 指 定 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

議第 9 2 号

財産の無償譲渡及び無償貸付について

次のとおり財産を無償譲渡し、及び無償貸付したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求める。あわせて、令和元年 1 2 月 1 7 日議会の議決を得た「財産の無償貸付について」（議第 1 2 号）の一部を次のとおり変更したいので、同号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

1 譲渡財産

- (1) 財産の種類 建物及び附属施設
- (2) 所在及び名称 安来市広瀬町広瀬800番2、800番8
宿泊施設ひろせA棟及びB棟
- (3) 建物の構造 鉄筋コンクリート造3階建
- (4) 建築面積 754.00平方メートル
- (5) 譲渡する日 議会の議決後、速やかに無償譲渡契約を締結

2 貸付財産

- (1) 財産の種類 土地
- (2) 所在 安来市広瀬町広瀬800番2、800番8、800番17
- (3) 面積 839.43平方メートル
- (4) 貸付の期間 建物及び附属施設の無償譲渡契約締結日の翌日から令和12年3月31日まで

3 譲渡・貸付の相手方

大阪府堺市南区高倉台1丁2番1
学校法人みどり学園大阪健康福祉短期大学
学長 眞鍋 穰

- 4 譲渡・貸付の理由 上記相手方に無償で貸し付けている当該建物及び附属設備を無償で譲渡することにより、もって上記相手方が良質な介護及び福祉を担う人材の確保を継続的に行うことができるようにするもの。

- 5 令和元年12月17日議会の議決を得た「財産の無償貸付について」（議第12号）の一部変更

貸付する期間「令和2年4月1日から令和12年3月31日まで」を「令和2年4月1日から建物及び附属施設の無償譲渡契約締結日」に変更する。

議第 9 3 号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

令和 5 年 1 2 月 1 5 日議会の議決を得た「工事請負契約の締結について」（議第 2 8 号）の一部を次のとおり変更したいので、安来市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年安来市条例第 5 9 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

「布部発電所建屋・水圧鉄管更新工事」の契約の金額「一金 3 6 1, 9 0 0, 0 0 0 円」を「一金 3 8 0, 8 0 2, 4 0 0 円」に変更する。

議第 9 4 号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

令和 6 年 1 1 月 1 日議会の議決を得た「工事請負契約の締結について」(議第 2 号)の一部を次のとおり変更したいので、安来市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年安来市条例第 5 9 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

「養護老人ホーム鴨来荘移転整備工事（機械）」の契約の金額「一金 2 9 0, 1 8 0, 0 0 0 円」を「一金 3 0 3, 6 6 1, 6 0 0 円」に変更する。

議第 9 5 号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

令和 6 年 5 月 2 日議会の議決を得た「工事請負契約の締結について」(議第 8 2 号)の一部を次のとおり変更したいので、安来市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年安来市条例第 5 9 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

「交通安全対策事業 安来港飯島線道路改良工事（橋梁上部工）」の契約の金額「一金 5 0 7, 1 0 0, 0 0 0 円」を「一金 5 3 4, 6 7 5, 9 0 0 円」に変更する。

報第 16 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により委任された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により委任された事項について、次のとおり契約金額の変更について専決処分する。

令和7年8月7日

安来市長 田 中 武 夫

記

令和6年9月24日議会の議決を得た「工事請負契約の締結について」（議第113号）の契約の金額「一金 228,656,500円」を「一金 231,679,300円」に変更する。

- 1 契約の件名 市営大塚団地第一期新築工事（建築）
- 2 変更理由

地下埋設物の撤去について、ヒューム管を見込んでいたが、掘削したところ大きなコンクリート側溝であったこと並びに建物の掘削土を建物及び外構の埋戻しに使用する予定であったが、掘削土の土質が悪く適さなかったため、埋戻し土を改良土及び搬入土に変更したもの。

報第 17 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により委任された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により委任された事項について、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和7年7月11日

安来市長 田 中 武 夫

記

- 1 損害賠償の額 6, 600円
- 2 事故発生年月日 令和7年5月17日
- 3 事故発生場所 安来市伯太町西母里1040番地1 安来市立母里小学校付近
- 4 相 手 方 安来市
A氏
- 5 事 故 概 要 午後1時頃、前日に教育委員会教育部教育総務課職員が安来市立母里小学校敷地内に設置した仮設フェンスが強風により転倒した。その際、仮設フェンスのプラスチック製の結合器具が敷地から市道に飛び出し、それを通行中の相手方車両が踏み、左後部のタイヤをパンクさせた。
- 6 事故処理方法 示談による処理

報第 18 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により委任された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により委任された事項について、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和7年7月24日

安来市長 田 中 武 夫

記

- 1 損害賠償の額 47,190円
- 2 事故発生年月日 令和7年7月8日
- 3 事故発生場所 安来市上坂田町576番 赤江交流センター駐車場
- 4 相手方 安来市
A氏
- 5 事故概要 午後3時30分頃、赤江小学校職員が同小学校校庭周りの草刈り作業を行っていた際に、誤って草刈り機が地面に接触し、石を撥ね、赤江交流センター北側の駐車場に駐車していた相手方車両の左後部座席の窓ガラスを破損させた。
- 6 事故処理方法 示談による処理

報第 19 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により委任された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により委任された事項について、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和7年7月7日

安来市長 田 中 武 夫

記

- 1 損害賠償の額 139,788円
- 2 事故発生年月日 令和7年5月18日
- 3 事故発生場所 安来市宇賀荘町98番地1 宇賀荘交流センター駐車場
- 4 相手方 安来市
A氏
- 5 事故概要 午前11時30分頃、教育委員会教育部文化課職員が歴史文化講座の案内看板を設置中に突風が吹き、近くに駐車してあった相手方車両に看板が接触し、車両右後部に傷が生じた。
- 6 事故処理方法 示談による処理